東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務仕様書

第１条（適用範囲）

本仕様書は、「東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務」に適用するものであって、予め本仕様書及び設計書の内容を熟知し、現地状況を十分把握した上で業務を実施するものとする。

第２条（通則）

本業務の履行に当たり、本仕様書のほか、業務委託契約書及びその他諸法令・諸法規を遵守して、業務の円滑な進捗を図るものとする。

第３条（目的）

本市では、令和４年３月に「東近江市地域公共交通計画」を策定し、令和４年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間の目標を定め評価指標の設定を行ったが、施策の取組状況の検証を行うために中間見直しを行うものとする。

第４条（準拠基準等）

本業務は、本仕様書及び以下関係基準等に基づき実施するものとし、これ以外の基準等を用いる場合は監督職員の承諾を得るものとし、業務実施中に基準の改定等が実施された場合は適用の可否について監督職員と協議を行うものとする。

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
・東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第 26 号）
・東近江市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）
・その他関係法令、規則等

第５条（管理技術者及び照査技術者）

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者については、以下の資格を有する者を配置するものとする。

(1) 管理技術者については、以下の資格を有するものとする。
　技術士（「建設部門」又は「総合技術監理部門」）部門は「道路」及び「都市及び地方計画」とし、地域公共交通計画作成を目的とした調査・分析に従事した経験を有する者

(2) 照査技術者については、以下の資格を有するものとする。
　技術士（「建設部門」又は「総合技術監理部門」）は「道路」及び「都市及び地方計画」とし、地域公共交通計画作成を目的とした調査・分析に従事した経験を有する者

なお、本業務においては地理情報システム（以下「GIS」という。）を活用し、整理を行うことから（公社）日本測量協会認定の空間情報総括管理技術者の有資格者をシステム照査者として配置し、照査技術者による照査とは別にシステム照査を実施するものとする。

第６条（情報管理及び情報保護対策）

本業務で取り扱う情報については、個人情報はもとより、発注者より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理しなければならない。また、受注者は公的資格としてJISQ15001「プライバシーマーク」を保有していなければならないものとする。

第７条（品質管理及び環境保護対策）

受注者は、業務の成果について適切な品質管理が保たれるようにし、東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例（平成17年条例第166号）に準拠し業務を進めるものとする。また、受注者は公的資格として、品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）を保有していなければならないものとする。

第８条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和８年３月31日までとする。

第９条（業務内容）

(1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の進め方、内容、スケジュール、体制等に関する業務計画書を作成するものとする。

(2) 既存資料の収集・データ整理

計画策定時との社会情勢の変化について把握するため、本市の地域の特性について、既存資料やGIS を活用しながら把握と整理を行うものとする。

・交通体系調査（道路状況、公共交通路線状況、その他移動サービスの提供状況等）
・公共交通の利用状況調査（利用者数、財政負担、カバー状況等）
・地域概況調査（人口特性、人口動態、施設立地等）
・その他、必要と考えられる調査

(3) 上位・関連計画等の整理

第３次東近江市総合計画や第３期東近江市総合戦略、滋賀地域交通ビジョン等、最新の本市、滋賀県の上位計画や関連計画を踏まえ、公共交通が担う役割について整理を行うものとする。

(4) アンケート調査

公共交通の利用割合や認知度をはじめとした、公共交通に対する意識や利用実態、満足度等に関するアンケート調査を実施するものとし、アンケートは 16 歳以上の東近江市民 6,000 人を対象とするものとする。回収されたアンケート調査結果について集計し、分析を行うものとする。

(5) 地域公共交通会議の開催支援

東近江市地域公共交通会議に必要となる資料の作成や会議の出席、議事録の作成など、事務局の運営を支援するものとする。会議は年度内で２回を想定している。

(6) 報告書作成

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成するものとする。

(7) 打合せ協議の実施

業務の進捗に合わせて、監督職員と適宜打合せ協議を行う。回数は着手時・中間時・納品時の計３回程度を予定する。なお、Web 会議での開催も監督職員と協議の上、可能なものとする。

(8) その他

本業務を進めるに当たり、関係する基準、ガイドライン（令和７年３月に国土交通省総合政策局地域交通課から公表された地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」等)、参考図書等については受注者が積極的に情報収集に努めるものとし、国交省、その他関係機関への問い合わせについても発注者へ協力を行うものとする。

第 10 条（成果品）

本業務における成果品は次のとおりとする。

・成果報告書（概要版含む。）　　２部
・成果報告書電子データ　　１式
・その他監督職員が指示するもの